

凡例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区
- 県境
- 市町村境

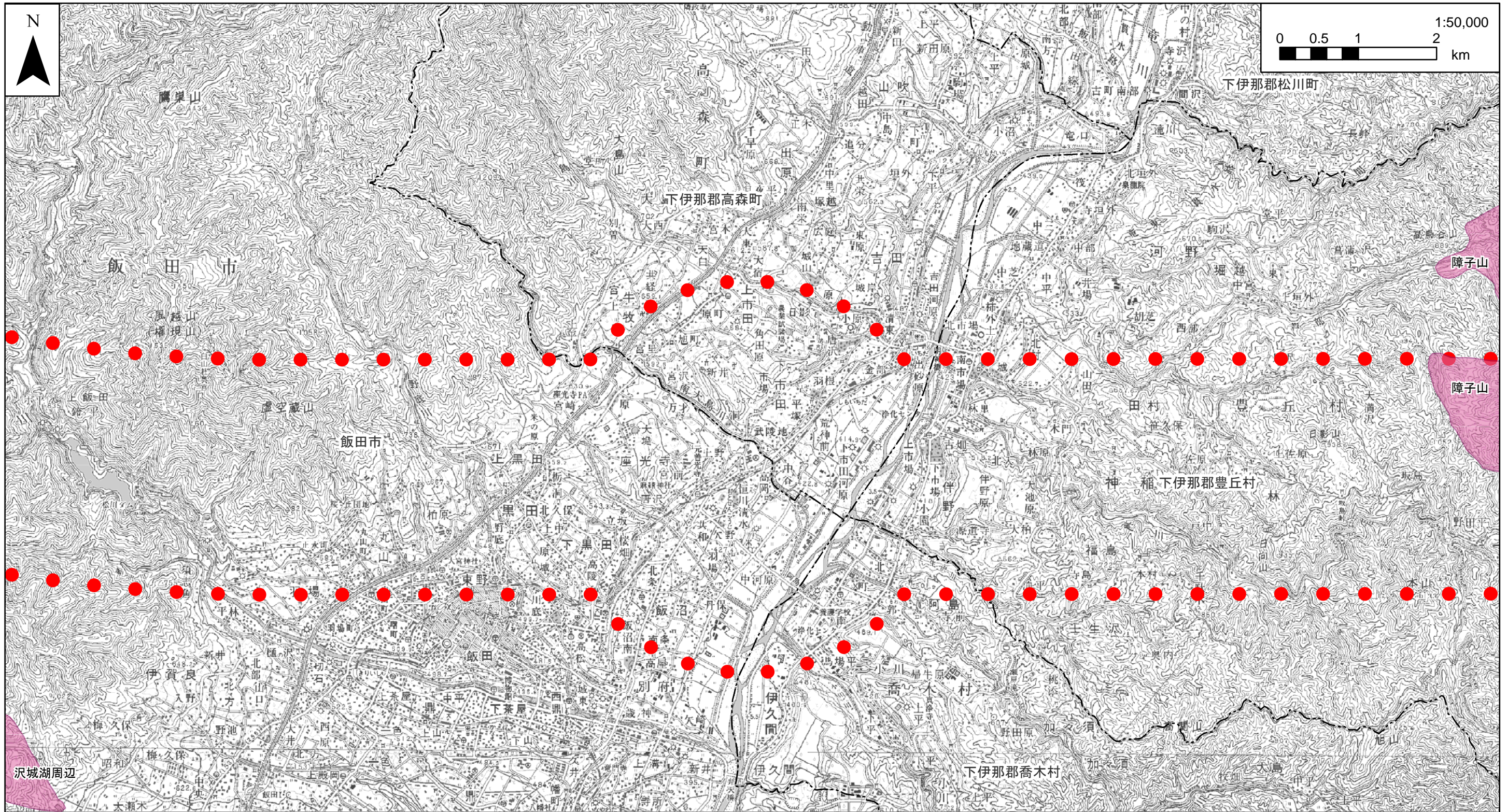
注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「平成22年度版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成22年、長野県）

図-10(1) 鳥獣保護区の指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」





- 凡例**
- 対象事業実施区域
  - 鳥獣保護区
  - 県境
  - 市町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

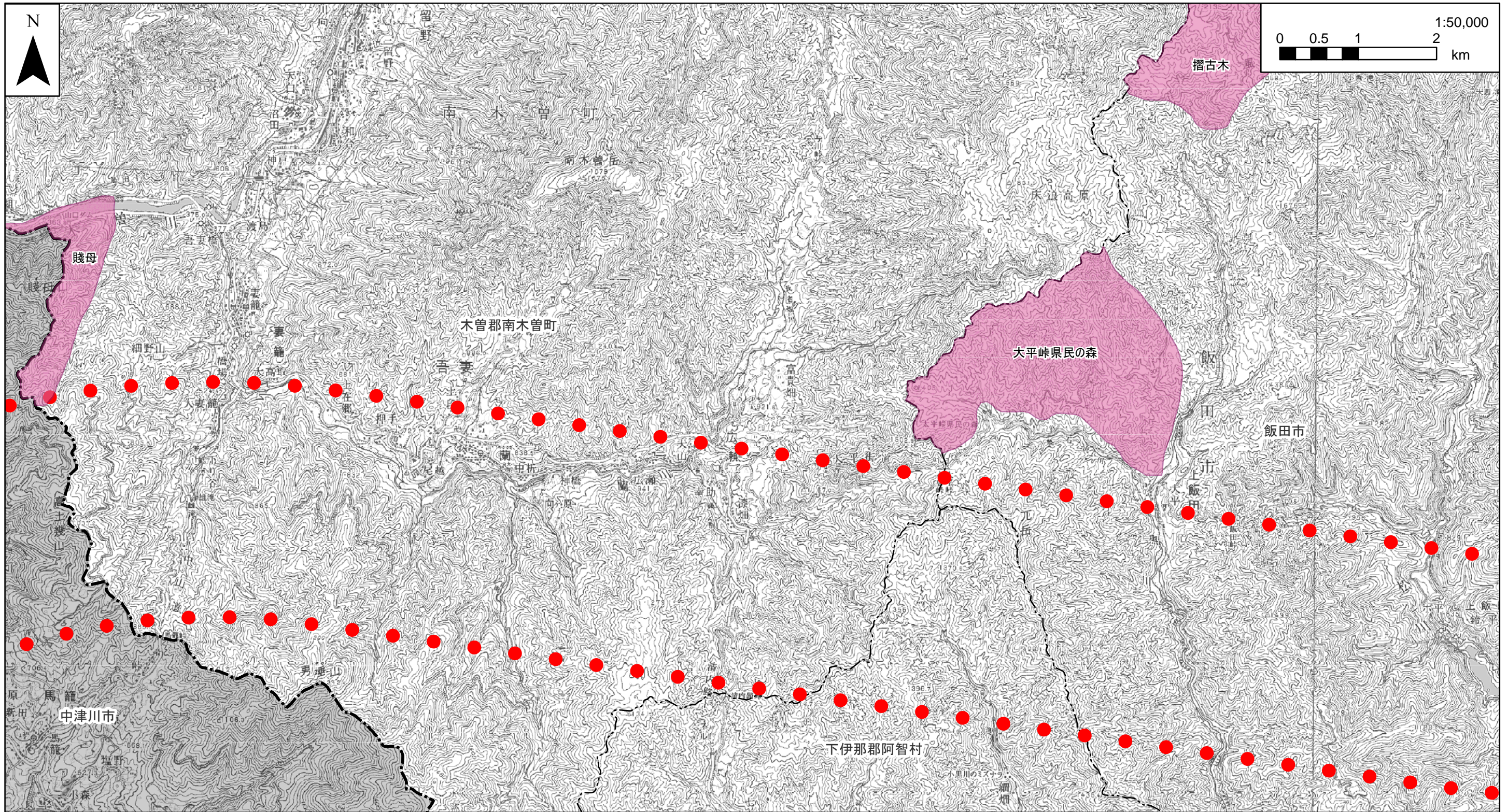
注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「平成22年度版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成22年、長野県）

図-10(2) 鳥獣保護区の指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」





- 凡例**
- 対象事業実施区域
  - 鳥獣保護区
  - 県境
  - 市町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「平成22年度版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成22年、長野県）

図-10(3) 鳥獣保護区の指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」